

# 被害者に正義を

カンボジア裁判所特別法廷についての基本的論点

2006年9月13日  
(2006年10月13日改訂)

ヒューマンライツ・ナウ  
クメール・ルージュ裁判プロジェクトチーム



[www.ngo-hrn.org](http://www.ngo-hrn.org)

## 目次

序	3
・ 被害者の権利と国際基準	3
1 . クメール・ルージュ政権下の重大な人権侵害への国際基準の適用	3
2 . 効果的救済への権利	4
3 . 国際人権の重大な侵害及び深刻な国際人道法違反の被害者のための救済への権利 についての国際基準	4
カンボジア法上及び国際法上の被害者の救済への権利の内容	6
1 . 司法へのアクセス	7
( 1 ) カンボジア法上被害者が刑事訴訟手続きに参加する権利	7
( 2 ) 国際刑事法廷の標準的実務としての被害者の参加	8
( 3 ) 被害者の参加を確保するために必要な措置	9
2 . 補償措置への権利	10
( 1 ) カンボジア法上のECCCの補償措置命令権限	10
( 2 ) 民事補償措置判決の制度がICC手続きに合致していること	10
3 . 解決を要する実務的諸問題	11
( 1 ) 時効	11
( 2 ) 集合的代理	13
( 3 ) 金銭賠償以外の補償措置の方法	14
( 4 ) 補償措置に対する国家の責任とECCCの役割	14
( 5 ) 被害者の参加自体が決定的に重要であること	15
提言	17

## 序

「民主カンボジア期の犯罪を訴追するためのカンボジア裁判所特別法廷（特別裁判部）」（以下、「ECCC」という。）が動き出し、公判が始まろうとしている。ヒューマンライツ・ナウ（日本の人権 NGO）は、次の2点が未だに解決されておらずしかも重要であると考えられる。被害者が ECCC の全手続きにアクセスし参加できること及び被害者が補償措置を受けること、である。

被害者の参加及び補償措置は ECCC が取り扱うべき決定的に重要な問題である。ヒューマンライツ・ナウは、すべての関係者に対し、真の正義を実現するため、被害者の権利に関する基本的原則を早急に確認することを求める。詳細は以下の通りである。

### 被害者の権利と国際基準

#### 1. クメール・ルージュ政権下の重大な人権侵害への国際基準の適用

民主カンボジア期の犯罪を訴追するためのカンボジア裁判所特別法廷（特別裁判部）設置法（以下、「設置法」という。）は以下のように定める。

*事実審（第一審）裁判所の特別裁判部は、被告人の権利並びに被害者及び証人の保護を十分に尊重して、公判を公正かつ迅速に行い、かつ、現行の訴訟法を遵守しなくてはならない。現行訴訟法がある事項を扱っていない場合、訴訟法の解釈や適用が不確かな場合、または、国際基準との一致について疑義がある場合、国際レベルで確立された訴訟手続規則にガイダンスを求めることができる。<sup>1</sup>*

つまり、ECCC は、カンボジア法の「現行の訴訟法」で認められている手続き的権利を含む訴訟手続規則に沿って運用されなければならないが、同時に、ある国際基準がカンボジア国内法化されているか否かにかかわらず、そのような国際基準でも ECCC の訴訟手続きにおける法源となることを意味する。従って、クメール・ルージュ政権下の重大な人権侵害の被害者や遺族は、ECCC の手続きにおいて、カンボジア法のみならず国際基準に拠った手続き的権利が認められるべきである。

しかも、カンボジアは、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（ICCPR）など、すでにカンボジアが締約国となっている国際条約も遵守しなくてはならない。<sup>2</sup> よって、ECCCは、カンボジアの国内法廷（すべての手続段階における国連の支援と国際的な関与もある）として、訴訟手続きにおいてこれらの国際法上の義務を履行しなければならない。

<sup>1</sup> 2001年特別法廷（特別裁判部）設置法改正法（2004年）33条（新）

<sup>2</sup> カンボジアはICCPRに1980年署名し、1992年から締約国となっている。

カンボジア政府は、またこうした義務が十分認識され守られるよう確保しなくてはならない。

こうした中で、最も重要な問題のひとつは、ECCC が、重大な人権侵害における被害者の権利に関する国際基準に従うかどうかという点である。

この点、重大な人権侵害における被害者の司法へのアクセス及び補償措置は、以下に記すように、近年国際基準が急速に発展した分野である。

## 2. 効果的救済への権利

ICCPRをはじめ、効果的な救済への権利を認める国際文書は多い。<sup>3</sup> 例えば、ICCPRの2条3項は効果的救済への権利について、以下のように明示している。

*この規約の各締約国は、次のことを約束する。*

*(a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。*

*(b) 救済措置を求める者の権利が権能のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権能のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。*

*(c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。*

クメール・ルージュ政権下の重大な人権侵害の被害者は、生命への権利、拷問を受けない権利、恣意的に拘禁されない権利など、ICCPRで保障されている権利を否定された。よって、被害者や遺族は、効果的救済への権利を享受する資格を有する。<sup>4</sup> ICCPRの締約国として、カンボジアは効果的救済への権利を確保する義務がある。ECCCも、効果的救済への権利を国際基準として扱わなくてはならない。

## 3. 国際人権の重大な侵害及び深刻な国際人道法違反の被害者のための救済への権利についての国際基準

**重大な**国際人権法および国際人道法違反については、近年の国際基準は、さらに具体的

<sup>3</sup> ICCPR以外で国際基準を形成する例としては、世界人権宣言8条、拷問その他残虐、非人道的、侮蔑的処遇と刑罰の禁止条約14条、国際刑事裁判所ローマ規程68条と75条などがある。さらに、陸戦の法規慣例に関するハーグ条約(1907年10月8日)3条、国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書(第一追加議定書)91条(1977年6月8日)を参照。なお、カンボジアはこれらの条約のうちハーグ条約以外の全ての条約の締約国である。

<sup>4</sup> 国連規約人権委員会、一般的意見31(2004) パラグラフ15-20 参照。

な義務を明らかにしている。<sup>5</sup> 2005年12月16日、国連総会は60/147決議「重大な国際人権法違反および深刻な国際人権法違反の被害者のための救済と補償措置を受ける権利についての基本原則及びガイドライン」(以下、「基本原則及びガイドライン」という。)を採択し宣明した。<sup>6</sup>

「基本原則及びガイドライン」は、国際法または国内法上新たな法的義務を生じさせるものではなく、規範としては別であるが互いに補完しあう国際人権法や国際人道法上の既存の法的義務の実施のための仕組み、方式、手続き、方法を確認するものとして採択された。<sup>7</sup> 「基本原則とガイドライン」には、重大な人権侵害の被害者の権利に関する現行の国際人権法及び国際人道法が正確に反映されている。ECCCが、クメール・ルージュ政権下の重大かつ大規模な人権侵害について扱う際、「基本原則及びガイドライン」に従い、国際基準を達成するために必要なすべての手段をとるべきである。

重大な国際人権法違反と深刻な国際人道法違反における国際法上の国家の義務について、「基本原則及びガイドライン」は以下のとおり述べている。<sup>8</sup>

*各法において規定される国際人権法及び国際人道法を尊重し、尊重することを確保し、実施する義務には、特に、以下を含む。*

.....

- (a) 以下のとおり、最終的に違反の責任を負う者が誰かに拘わらず、人権侵害や人道法違反の被害者であると申し立てる者が、平等かつ効果的に司法にアクセスできるようにしなければならない。
- (b) 以下のとおり、被害者に対し、補償措置を含む効果的な救済を与えなくてはならない。

効果的な救済への権利に関して、「基本原則及びガイドライン」は、新たにこれを規定するものではなく、すでにこれが存在していることを前提としている。効果的救済への権利も、国際的に認められた権利のひとつとされている(上記「2. 効果的救済への権利」参照)。こうした理解に基づき、「基本原則とガイドライン」は、被害者の救済への権利の内

---

<sup>5</sup> 本ペーパーで言及する国際基準は、国内法上及び国際法上の既存の被害者の権利を下回る内容の適用を意味するものではなく、そのような効果を有しない。この原則については、例えば、「基本原則及びガイドライン」のパラグラフ26に記されている。

<sup>6</sup> この決議はコンセンサス採択された。「基本原則及びガイドライン」は、国連総会に先立ち、国連人権委員会によって(決議2005/35、2005年4月19日)、また経済社会理事会によって(決議2005/30、2005年7月25日)決議されており、それらにおいて、総会が「基本原則及びガイドライン」を採択するよう勧告されている。特別報告者M Cherif Bassiouni氏の最終報告「重大な人権及び基本的な自由の侵害の被害者に対する原状回復、賠償、治療・機能回復の権利」(E/CN.4/2000/62、2000年1月18日)を参照。

<sup>7</sup> 「基本原則及びガイドライン」前文 7

<sup>8</sup> 「基本原則及びガイドライン」前文 3

容を、以下のとおり明確化する。<sup>9</sup>

- (a) 平等かつ効果的に司法にアクセスすること
- (b) 被害に対する、適切、効果的、迅速な補償措置
- (c) 侵害と補償措置のしくみに関する情報へのアクセス

ヒューマンライツ・ナウは、ECCC が救済への権利の上記3つの側面をいずれも保障することを求める。本ペーパーはおもに「司法へのアクセス」、「補償措置への権利」について論じているが、「情報へのアクセス」も言及に値する課題である。この点について、「国際刑事裁判所ローマ規程」及びその手続と証拠に関する規則は、重大な人権侵害の被害者の権利についての刑事訴訟手続の国際基準を具体化しているものであるから、これについても以下言及する。

さらに、ヒューマンライツ・ナウは、「基本原則及びガイドライン」などの国際基準上、重大な人権侵害または国際人道法違反の責を直接負ういかなる国家も、被害者に対し、適切、効果的かつ迅速な補償措置を講ずる義務があることも、強調して注意喚起しておく。<sup>10</sup> したがって、個人のみが訴追されるECCCの手続き以外にも、カンボジア国は、自ら、その法的義務を履行するために、補償措置を講じなくてはならない。

## カンボジア法上及び国際法上の被害者の救済への権利の内容

被害者の救済への権利の具体的な内容、特に、「司法へのアクセス」及び「補償措置への権利」の問題について検討する際には、以下の要素が考慮されなければならない。

第一に、ECCC は、カンボジアにとっても、国際社会にとっても、クメール・ルージュ政権下の重大な人権侵害を扱う権能・能力を有する唯一の司法メカニズムである点である。この意味で、ECCC の存在は、被害者と遺族にとって決定的に重要である。

第二の要素は、「正義、国民和解、安定、平和そして安全保障の追求」<sup>11</sup> において、ECCC が担う役割である。その意味で、その結果のみならずECCCの裁判プロセスも、カンボジアの人々と国際社会にとって、正当な関心の対象であることに疑問の余地はない。

<sup>9</sup> 「基本原則及びガイドライン」前文 9

<sup>10</sup> 「基本原則及びガイドライン」パラグラフ5。また、前掲（注3）の国際文書及びBassiouni氏の最終報告（注6参照）別添パラグラフ16を参照。ここで、クメール・ルージュ政権は、ECCCが管轄権を有する1975年4月17日から1979年1月6日までの期間において犯された大規模な犯罪に直接の責任を負う。現在のカンボジア政府は、クメール・ルージュ体制を、別の国家とはしないとしても、別の政府であるとするであろう。しかしそのような場合でも、承継国家または承継政府は、被害者に補償措置を講ずるべきである。Bassiouni氏の最終報告（注6）別添パラグラフ20参照。

<sup>11</sup> カンボジア法にもとづく民主カンボジア期の犯罪の提訴についての、国際連合及びカンボジア王国政府の合意の前文参照。

第三の要素は、真実への権利である。ECCCは真実への権利に関する国連の諸決議<sup>12</sup>に応じて設置された面もあると言えよう。その意味で、「司法へのアクセス」や「補償措置への権利」などの救済への権利は、被害者の真実への権利という文脈でも捉えられるべきである。<sup>13</sup>

ECCCは被害者の救済への権利を扱うにあたって、上記の要素を銘記すべきである。

## 1. 司法へのアクセス

平等かつ効果的に司法にアクセスできることは、救済を得るための根本的な前提条件である。しかしながら、現実には、ECCCの設置まで、被害者が、救済を求め、クメール・ルージュによって犯された人権侵害について正義を追求するための、効果的でその権能・能力を有する仕組みは存在しなかった。この意味で、ECCCの手続きに参加することは、被害者が司法にアクセスして救済を求める事実上唯一の方法である。

しかし、「設置法」は必ずしも、被害者が司法にアクセスする権利についての手続き的内容まで明らかにしていない。「設置法」には、被害者や遺族が訴訟に参加し、陳述を行い、その意見、苦しみや希望などを法廷に対して表明する手続きについて、具体的な明文の規定がない。そして特記すべきは、個々の被害者がECCCの裁判プロセスにおいて権利を行使することを支援するための被害者担当部署がないことである。

この点に関して、ヒューマンライツ・ナウは被害者の司法へのアクセスの権利を認める既存のシステムについて注意を喚起したい。被害者はカンボジア法上、ECCCの裁判手続きに参加する権利を有するのである。また、これに関する国際基準も、ECCCに反映されるべきである。

### (1) カンボジア法上被害者が刑事訴訟手続きに参加する権利

カンボジア法は、被害者の刑事訴訟への参加を定めている。つまり、カンボジア国内の

---

<sup>12</sup> E/CN.4/RES/2005/66 (コンセンサス採択)など。同決議は以下のとおり述べる。

1. 不処罰を終わらせ、人権を伸張擁護するために、真実への権利を尊重し確保することの重要性を認める。
2. 人権侵害と人道法違反について調査するために、いくつかの国家において特別の司法メカニズムや、真実和解委員会のような司法を補完する非司法的なメカニズムが設置されたことを歓迎する。そして、これらの詳細な報告や決定が作成され公表されることを評価する。  
(中略)
4. 他の国々に対しても、重大な人権侵害と深刻な国際人道法違反を調査し解決するために、特別の司法メカニズムや、適切な場合には、真実和解委員会のような司法を補完するメカニズムの設置をも検討することを奨励する。

<sup>13</sup> 「真実への権利」は、近年、汎アメリカシステムで発展してきた概念である。

(<http://www.cidh.org/relatoria/showarticle.asp?artID=25&IID=1>) 例えば、2000年エルサルバドルでモンシニール・オスカー・ロメロが裁判なしに死刑に処せられた事件がある。同委員会は、国家が、社会と被害者の家族に対して、その違反の範囲とそれに加担した者の身元について真実を明らかにする義務を怠った責任を負うとした。これに先行する事件同様、委員会は、被害者の直接の親族及び社会全体に対する国家の義務は、条約1条(1)、8条、25条、13条に定められているとした。

刑事訴訟手続上、被害者は、刑事裁判所に対し、付帯私訴を申し立てることができるのである。<sup>14</sup> 被害者が、民事当事者(civil party)として付帯私訴を申し立てた場合、被害者は意見陳述の機会を与えられること、証人尋問を申し立てること、最終弁論を行うことが保障されている。<sup>15</sup> 刑事裁判所は民事的救済についての決定を言渡さなければならない(後述)。<sup>16</sup>

従って、ECCC手続きはカンボジア法に拠るものであることから、被害者をECCC手続きから排除する根拠はまったくない(国連及びカンボジアの合意文書12条)。カンボジアの付帯私訴制度は、必要な変更を加えた上で、ECCC手続きに取り入れられるべきである。通常カンボジアの人々に認められている刑事訴訟に参加する権利を恣意的に奪うことは、正当化され得ない。被害者らが、付帯私訴を申し立てることによってECCC手続きに参加する権利を有することが、明確にされるべきである。

## (2) 国際刑事法廷の標準的実務としての被害者の参加

被害者に対し、重大な国際人権法及び国際人道法違反の事案について、国際刑事法廷に参加する権利を認めることが、近年、国際基準となっている。

被害者の権利の国際基準は、国際刑事裁判所の規程及び証拠手続規則に取り入れられている。特に、「国際刑事裁判所ローマ規程」は、被害者の司法へのアクセス及び参加の内容について、以下のように具体的に規定している。

*被害者の個人的な利害に関わる場合、裁判所(ICC)は、裁判所によって適切と決定された手続きの段階で、かつ、被疑者の権利及び公平かつ中立な裁判を侵害せず両立する方法で、被害者の意見及び懸念を陳述することを許さなければならない。それらの意見及び懸念は、当裁判所が適切と判断する場合、証拠手続規則の定めるところに従い、被害者の訴訟代理人が陳述することができる。(68条3項)*

さらに、「ICC証拠手続規則」は、被害者の刑事手続きへの参加について具体的に保障している。同規則80-94によると、被害者は、文書で申立てることにより刑事手続きに参加でき(規則89,91)、訴訟代理人を選任することができ、かつ、適切な場合には法律扶助も受ることができ(規則90)、質問を提示することができ(規則91)、法廷で意見を陳述することができ(規則93)、救済を申し立てることができる(規則94)。

ICCの全加盟国は、国内法において刑事手続きにおける付帯私訴を認めない場合であって

<sup>14</sup> 現在のカンボジア刑事訴訟法が認める刑事訴訟手続きにおける付帯私訴は、9条、16条などに定められている(刑事訴訟手続に関する1993年2月8日付グラム(Kram))。また、近い将来現行の法律にかわりと見込まれている刑事訴訟法案131条10も参照。

<sup>15</sup> 刑事訴訟法(1993)132,133,137条、刑事訴訟法案513条7, 513条9, 513条20参照。

<sup>16</sup> 刑事訴訟法(1993)151条、刑事訴訟法案514条9参照。



も、ICCの管轄の及ぶ犯罪についてICCの手續規則を遵守する法的義務を受け入れている。

17

ECCC 及び ICC が管轄権を有する事案は共通しているのであるから、被害者の権利に関する国際基準を具体化している ICC の手續規則が、ECCC の文脈に適用されるのは論理的といえる。前述した追加的要素（「真実への権利」、「権能・能力を有する唯一の司法メカニズムとしての ECCC」、「カンボジアにおいて ECCC が果たすべき役割」）も、ECCC が、ICC 類似の手續規則を採用することを後押しするものである。

### （３） 被害者の参加を確保するために必要な措置

司法へのアクセスを保障するため、「基本原則及びガイドライン」は、国家が、以下のことをなすべきと述べている。

- (a) 公的私的システムを通じ、重大な国際人権法違反と深刻な国際人道法違反の被害者が得ることができるすべての救済について、情報を伝える。
- (b) 司法、行政その他被害者の利害に関わるあらゆる手續きの前、その途中、その後において、被害者及びその代理人に対する不都合を最小限に抑えるような措置をとり、この者らに対する違法なプライバシーの侵害から適切に保護し、かつ、被害者及びその代理人並びに同人らの家族と証人に対して脅迫及び報復からの安全を確保する。
- (c) 司法へのアクセスを求める被害者に対し、適切な支援を提供する。
- (d) 被害者が、重大な国際人権法違反と深刻な国際人道法違反についての救済の権利を行使できることを確保するために、利用可能なすべての適切な法的、外交的、領事上の手段をとる。

上記の条件を満たすため、ECCC は、ECCC 手續きに参加する方法に関する情報と、適切な訴訟代理人の提供を含めて ECCC がどのように被害者の司法へのアクセスを保障し支援するのかに関する情報を普及させる必要がある。

この点について、ECCC は、ICC のシステムを参照すべきである。ICC は、「ICC 証拠手續規則」において、被害者が手續きに参加するための明確で具体的な制度を作っている。

第一に、ICC の事務長は以下の事項を所轄する。(a)被害者または訴訟代理人に対する通知、告知を行う。(b)被害者が法的な助言を受けたりその訴訟代理の取りまとめに関する支援をする。また訴訟代理人に適切な支援、援助、情報を与える。

第二に、ICC は「被害者・証人ユニット」を設置し、主として安全対策をはかり生活復帰を援助する。

---

<sup>17</sup> カンボジアは、2002年4月11日、ローマ規程を批准した。

第三に、「被害者公的代理人事務所」(OPCV)が、手続きに参加し補償措置を求める被害者とその訴訟代理人に、支援援助を提供する。<sup>18</sup> 「証拠手続規則」90条によると、被害者や被害者グループに訴訟代理人に対する支払いに必要な資力がない場合、金銭的な援助もふくめて書記官室が支援する。

第四に、裁判所は能力と弁護士資格を有する法律顧問のリストを提供する。

被害者が訴訟手続きに確実に参加できるように、ECCCはICCと同様の必要な措置を講じなければならない。この目的のために、国際的ドナーや国際社会は、必要な仕組みを支援し資金提供するよう求められている。

## 2. 補償措置への権利

### (1) カンボジア法上の ECCC の補償措置命令権限

設置法 38, 39 条によれば、ECCCは懲役刑を下したり、没収を命じる決定を出すことができるかとされている。しかし、これは、有罪を宣告された被告人に対して補償措置を命ずる権限を持たないということを意味しない。

すでに述べたように、カンボジア法上、カンボジアの人々、特に被害者と遺族は、直接刑事手続きに参加し救済を求める権利がある。それに応じて、刑事裁判所は民事的救済に関する決定をしなければならない。刑事訴訟法(1993)151条は「刑罰の決定とともに、裁判所は補償措置と損害賠償について決定しなければならない」と規定している。<sup>19</sup> カンボジアの刑事裁判所に、民事的救済に関する決定をなす権限が付与されていることは明白である。この条文に従って、カンボジアの被害者は補償措置を受ける権利を有する。かかる明確な被害者の権利は、クメール・ルージュ政権下で受けた被害だからといって、滅殺されたり、剥奪されたりすることがあってはならない。よって、民事的救済に関する判決制度は、必要に応じて適切な内部規則を採用し、ECCC手続きに準じて取り入れられなければならない。

### (2) 民事補償措置判決の制度が ICC 手続きに合致していること

民事的補償措置を命ずる判決は、国際的刑事法廷手続きで近年標準となっている。ローマ規程 75 条は補償措置命令について以下のように定めている。

*裁判所(ICC)は原状回復、賠償、治療・機能回復を含む被害者の補償措置に関する原則を確立する。(75条1項)*

<sup>18</sup> 裁判所規則 81 条 <http://www.icc-cpi.int/victimsissues/victimsounsel/OPCV.html>

<sup>19</sup> 刑事訴訟法案の「民事的救済に関する判決」L.514-9 も 参照。

裁判所は、適切な原状回復、賠償、治療・機能回復を含む被害者の補償措置を具体的に明示して、有罪とされた被告人に対して直接命令を下すことができる。(75条3項)

つまり、民事補償措置命令制度の導入は、ICC 手続きと近年の国際基準に合致しているのである。判決が象徴的なものであっても、補償措置命令は、後述するように、少なくとも被害者の心理的回復にとって、意味がある。

### 3. 解決を要する実務的諸問題

#### (1) 時効

カンボジア法における時効が成立しているために、被害者や遺族は付帯私訴を提起する権利がないという議論があるかもしれない。しかしながら、クメール・ルージュの事件には時効を適用すべきではないと解するのが相当である。むしろ、後述するとおり、被害者と遺族は時効解釈の結果に関わらず、ECCCに参加する権利が認められるべきである。

#### A. カンボジア法

事件当時の法(1975年のカンボジア民法)に従うならば、かつ、実体法上の権利の成立と効力は当該事案が生起した時点の法にしたがって決定されるという法原則を順守するならば、そのような権利を遡及的に剥奪することは許されないと考えられる。

1975年当時の民法典(旧民法)は、929条に時効の条項がある。それによると、加害行為者が同じコミュニティに住んでいた場合、時効を3年とし、別のコミュニティに住んでいた場合、5年としており、請求可能な日から起算する。その他除斥期間についての条文はない。

時効の問題を検討するにあたっては、ECCCはさまざまな要素を考慮しなければならない。第一の問題は、加害行為者に対して被害者が民事訴訟を起こすのに必要な情報が得られなかったとである。被害者たちは、加害者やその他の責任を負うべき者が誰であるか、正確にはどんな悪行であったかを、確認することができなかった。また、報復行為を避けるための保護や安全の保障措置をこれまで与えられなかった。そのために真実を求めることを妨げられてきた。彼らの行方不明の家族の所在について、殺害された家族の遺体について、行方不明や死の詳細について。

まさにこれらの理由によって、仮にすべてではないとしてもほとんどの被害者や遺族にとって、民事訴訟を起こすことが実質的に不可能であったと言っても誇張にならないであろう。同時に、被害者が救済を求めることができる効果的で、

その権能・能力を有し、かつ独立性のある司法的システムはこれまで存在しなかった。カンボジア国は長い間、補償措置のための実効性のあるしくみを提供してこなかった。

カンボジアの歴史的背景と合わせてこれらの要素を考慮し、また存在した人権侵害の規模、重大さ、深刻さから考えると、ECCC訴訟手続きの開始まで時効は進行を開始していないと解釈することが可能でありかつ適切である。同様に、被告とされた加害者が時効を援用することは、権利の濫用というべきである。<sup>20</sup> これらの理由により、かつ、以下にもさらに理由を述べるとおり、ECCCにおいて提起された付帯私訴については時効が適用されないと解釈すべきである。

## B. 国際基準

時効の原則について「基本原則とガイドライン」は以下のように述べている。

### 時効

6. 該当条約に規定され、あるいは、他の国際法上の義務に含まれているとおり、国際法上の犯罪を構成する重大な国際人権法違反および深刻な国際人道法違反に対して時効は適用されない。

7. 国際法上の犯罪を構成しない他の種類の違反に対する国内法の時効は、民事上の請求やその他の手続きに適用される期間制限を含めて、不当に抑制的なものであってはならない。

上記の条項は、重大な国際人権法と国際人道法違反の場合における被害者の効果的な救済への権利を確保するため発展してきた国際基準を示すものである。ECCCで審理される事案は、国際法上の犯罪を構成する重大な国際人権法違反ないし深刻な国際人道法違反となることに注目すべきである。そして、それを基礎付ける同じ違反行為が、まさに同じ手続において審理される付帯私訴の請求原因をも構成することになるのである。

2006年6月23日、国連人権理事会の第一回会合において採択された「強制失踪からのあらゆる人の保護に関する条約」にも、この原則が取り入れられている。同条約協定8条は、以下のように規定する。

1. 加盟国は、強制失踪に関して時効を適用するにあたり、刑事訴訟手続きにおける時効期間について以下のことが確保されるように必要な措置をとらなけ

<sup>20</sup> 旧民法はフランスの民法の影響を受けて制定されたものと見られる。一方、日本の民法もフランスの民法の影響を受けて制定された。この点について、日本の判例には、深刻な人権侵害の場合にいかに時効の適用を制限するかについて進展が見られる。HRNは、日本の人権NGOとして、この進展に関する追加の関連情報や資料を提供することができる。

ればならない。

(a) 長期、かつ、加害の深刻さに比例するものであること。

(b) 強制失踪の継続的性格を考慮し、強制失踪が停止したときから進行すること。

2. 各加盟国は、強制失踪の被害者の効果的な救済への権利を、この時効期間の間、保障しなければならない。

この規定は、強制失踪のような重大な人権侵害の場合、被害者の効果的な救済への権利が、少なくとも刑事上の時効と同じ期間保障され、かつ、その刑事時効期間は犯罪の重さに比例して長期とすべきという国際規範が確実に認識されていることの現れである。

ECCC はカンボジア法上の時効の解釈にあたって、国際的に認識されている、かかる原則の進展に、特に注意を払うことが求められる。すでに上で述べた要素とあわせて、かかる国際的な原則が考慮されるならば、クメール・ルージュ政権下の人権侵害にカンボジア法上の時効は適用されないと解釈するのが妥当である。

## (2) 集合的代理

クメール・ルージュ政権下の残虐行為が広範囲にわたっているために、被害者の数は歴大である。この問題によって、すべての被害者たちが ECCC 手続きに参加すること、適時かつ効果的な形で司法解決を得ることが難しくなっている。しかしながら、ECCC は、誰のために司法解決が達成されるべきなのかを考慮することが求められているし、被害者を排除して手続きすることは ECCC の存在価値自体を損なうことを認識すべきである。

司法上の効率性と被害者の参加を共に実現するために、ECCC は、ICC 証拠手続き規則 90 条に注目すべきである。

裁判部は、手続きの効率性を確保する目的で、共通の訴訟代理人（一人または二人以上）を選ぶように、被害者たちまたは一定の被害者のグループに対して、求めることができる。

「基本原則とガイドライン」にも以下のように記されている。

13. 個人による司法へのアクセスに加えて、国家は、被害者がグループとして、補償措置を求める請求を提起し補償措置を受けることを許容する手続きを整備するよう、適宜、努力すべきである。

ECCC は、各 NGO やカンボジアの市民社会と協議しながら、歴大な数の被害者が ECCC

の司法プロセスに参加することを確保するために、集散的代理方式を考案すべきである。ECCC が弁護士のリストを公表し（適格性を有する外国人弁護士を含めるべきである）、参加を希望する全ての被害者に対して、一人またはそれ以上の弁護士をリストから選ぶよう求め、応募の期日を設定するといった方法が考えられる。被害者の参加のために他の関連情報も、ECCC から伝える必要がある。

### （３） 金銭賠償以外の補償措置の方法

クメール・ルージュの事件を扱うにあたって非常に大きな課題は、被害の規模があまりに甚大であるために、国家が、極めて多数の被害者ひとりひとりに、その被った苦難に見合った賠償としての損害賠償金を割り当てるのがほとんど不可能なことである。ICCとは異なり、クメール・ルージュの被害者のためのトラスト・ファンドは存在しない。しかしながら、「基本原則とガイドライン」にあるように、被害者に対する補償措置は金銭的賠償に限定されるものではない。補償措置には、原状回復、治療・機能回復、心理的回復、再発防止の保障が含まれる。<sup>21</sup> 例えば、治療・機能回復には、被害者のトラウマに対する心理的医療的援助が含まれる。<sup>22</sup> 心理的回復には公的謝罪が含まれ、それは事実を認め、責任を受け入れることを含む。<sup>23</sup> また、心理的回復には、被害者に対する追悼・哀悼の意を示すことも含まれる。具体的には、歴史記念碑や被害者に捧げられる記念館を建設すること、被害者と埋葬地のための式典を行うことなどである。<sup>24</sup> 再発防止のためには、制度改革やこの時代について記述した学校教科書の作成が含まれよう。<sup>25</sup> ECCCは予め補償措置の例をリストとして作成し、刑罰の決定に際して考慮することもできよう。集団的、象徴的な形の補償措置も、考慮されるべきである。

### （４） 補償措置に対する国家の責任と ECCC の役割

設置法においても、国連とカンボジアの合意書においても、補償措置に関する国家責任についての言及がない。だからといって、補償措置を提供する国家の義務が否定されたことにはならないし、そのように解釈するべきではない。

これに関して、設置法 39 条では、ECCC が、違法にまたは犯罪行為によって獲得した個人の財産、金銭、不動産の没収命令を出すことができ、没収された財産は国家に返還され

<sup>21</sup> 「基本原則とガイドライン」パラグラフ 18。

<sup>22</sup> 「基本原則とガイドライン」パラグラフ 21。

<sup>23</sup> 「基本原則とガイドライン」パラグラフ 22(e)及び(g)。

<sup>24</sup> FIDH (NGO「人権のための国際連盟」) 報告“被害者が置かれる位置” 2005年3月2-3日。FIDH、ADHOC (NGO「カンボジア人権と開発協会」、LICADHO(NGO「カンボジア人権促進擁護同盟」) による被害者と証人に関する共同声明。“ペルーにおける補償措置プログラム計画作成の最重要課題” 移行期の司法(トランジショナル・ジャスティス)国際センター。

<sup>25</sup> 「基本原則とガイドライン」パラグラフ 23、および上記注 24。

ると定めている。この条文にしたがって、没収された財産をカンボジアが受け取った場合、これらの没収財産から得られる資金を国は補償措置のための支払いにあてるべきである。

さらにHRNが強調したいのは、カンボジアは国家として、補償措置の問題を解決すべき第一義的な責任を負っていることである。すべての資源を活用し、必要ならば国際的な支援も仰いでその責任を果たすべきである。効果的な補償措置の方法は、集められた財源を考慮して決定されるべきである。カンボジアにおける移行期の正義・司法（トランジショナル・ジャスティス）と平和構築プロセス全体にとっての補償措置の重要性に鑑み、補償措置は、公平・公正でなければならないし、国民的和解、連帯、人権侵害の再発防止を促進するために、社会によい影響を与えるものでなければならない。この見地から、補償措置の方法と形式は、被害者と市民社会の完全な参加とその協議を通じて透明性の高い方法で決定されるべきである。カンボジア国もECCCの決定、意見、認定、声明等（これらには、当然に被害者らの意見が含まれ、反映されるべきものである。上述したとおり、被害者らは手続への参加の権利が認められるべきだからである）を十分に考慮すべきである。このようにして、ECCCには、国家が講ずべき補償措置の方法・形式を決定するのを助けるにあたって、鍵となる役割を果たすことが期待できるだろう<sup>26</sup>。このような理由があるために（そして、また他の理由によっても）、ECCCは、被害者、代理人、そして市民社会の声に耳を傾けるべきなのである。

#### （５） 被害者の参加自体が決定的に重要であること

ヒューマンライツ・ナウは、ECCC の手続に被害者が参加することが決定的に重要であると考えます。

被害者が手続を始めるための付帯私訴を提起する時点までに、カンボジア法上、時効が完成しているから訴えは却下されることになり、手続への参加はできないという議論もあるかもしれない。

カンボジア法における時効の問題は3（１）で論じたとおり克服されるべきである。また、時効が最終的に適用されるか否かにかかわらず、被害者はプロセスに参加する権利があると見るべきである。ECCC は、審理対象となっている事件に時効が適用されるか否かを決定するために具体的な事案を注意深く検討する必要があるから、少なくとも事実審理の終了時までは付帯私訴を却下することはできないだろう。事案の正確な内容を検討することなしに、時効の論点について判断を下すことは不可能であろう。ECCC は時効の適用可能性を問わずに、被害者の参加を認める実務を確立することができるし、そうすべきである。

さらに、補償措置の問題以上に、刑事裁判手続に参加すること自体が、被害者の基本

<sup>26</sup> FIDH、ADHOC、LICADHO “被害者と証人に関する共同声明”（上記注24）。

的な権利と考えられるべきだ。すでに論じたとおり、さまざまな形の補償措置があり得るのであって、補償措置は金銭賠償に限られない。このことは、救済への権利の基本的な性格を示唆する。裁判に参加する権利は、効果的な救済への権利の論理的根拠と言えよう。逆に効果的な救済への権利は、権利主体による参加を要請する。参加することによって被害者の真実への権利<sup>27</sup>と意見を述べる権利が確保されるだろう。ECCCは、被害者自身による上訴の権利を定めた設置法 36 条をも見る必要がある。被害者が手続きに参加する権利がなければ、彼らの上訴の権利は意味を成さないであろう。

さらにまた、真の正義を実現するためには、被害者の参加と立ち会いが必要不可欠である。それは、公共の利益と ECCC 設置の究極の目的に資することになるだろう。被害者には、責任をたず公正・公平な裁判を確保するために鍵となる役割を果たすと期待される。被害者の参加がなければ、ECCC のプロセスは、不処罰を克服し正義を実現するための、基本的な支柱を失うことになるだろう。また被害者の参加がなければ、判決はカンボジア社会に真のインパクトを与えることができないであろう。したがって、もし被害者を排除すれば、ECCC という機構全体が深刻な悪影響を受けることになるだろうし、より広く言って、将来的なカンボジアの司法システムまでが深刻な悪影響を受けることになるかもしれない。移行期の正義と司法（トランジショナル・ジャスティス）の過程において被害者が果たす中心的役割に照らして、今まさに、被害者による参加の権利が認められるべきである。

---

<sup>27</sup> 前述 注 12 , 13 参照。



## 提 言

### 特別法廷と各裁判官に対して

- ・「司法へのアクセス」、「補償措置への権利」をはじめとした、被害者の効果的救済への権利の基本原則を認識すること。
- ・カンボジア法上確立している、被害者が補償措置を求めて付帯私訴を提起する権利に基づき、被害者が手続に参加する権利を確認すること。
- ・有罪判決を受けた者に対して補償措置命令を出す裁判所の権限を確保すること。
- ・内部規則の採択やその他適切な手段を通じて、被害者の手続参加を確保するために、以下の措置を含む、必要な措置を講じること。
  - (a)被害者と連絡を取り、被害者の参加手続きについての情報を広く伝えるための方式を確立すること。
  - (b)適格性を有する弁護士のリスト（適格性を有する外国人弁護士を含む）を提供すること。
  - (c)被害者が訴訟代理人を立てられるよう、適宜、財政的支援をすること。
  - (d)手続に参加を希望するまたは参加している被害者を保護し支援するための専門の被害者担当部署を設置すること。
- ・広範かつ効果的な被害者の参加を確保するため、適切な集合的代理の方法を整備すること。
- ・これらの目的のために必要な資金を、カンボジア政府及び関心を有する他の政府・ドナーからの特別予算への財政貢献を招請することによって、確保すること。

### カンボジア政府に対して

被害者の有意義な参加とこれに対する補償措置を確保するために、

- ・被害者に対する保護と支援をはじめ、被害者の参加を確保するために必要なあらゆる措置を講じること。
- ・ECCCの意見（判決）と事実認定を十分にふまえ、被害者及び市民社会と協議した上で、もっとも効果的な補償措置の方形式を確定すること。
- ・これらの目的のために必要な資金を、関心を有する他の政府・ドナーからの特別予算への財政貢献を招請することによって、確保すること。

## 諸外国ドナーと国際社会に対して

- ・ECCC手続きへの被害者の参加と補償措置の実現のために必要な仕組みを支持し、かつ、財政的な支援をすること。



[www.ngo-hrn.org](http://www.ngo-hrn.org)

**被害者に正義を**

カンボジア裁判所特別法廷についての基本的論点

(2006年9月13日、同年10月13日改訂)

---

ヒューマンライツ・ナウ

[info@ngo-hrn.org](mailto:info@ngo-hrn.org)

〒110 - 0015

東京都台東区東上野1 - 20 - 6 丸幸ビル3F

: 03-3835-2110 Fax: 03-3834-2406